

特定非営利活動法人 J. J. N Social Contribution定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 J.J.N Social Contributionという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間郡毛呂山町に置く。

(目的)

第3条 この法人は広く子供から大学生、社会人等に向けて国際理解教育や海外研修事業、留学支援事業を企画、運用することで国際交流やグローバル社会教育を活性化し、ひいては我が国の人材教育及び文化の交流・発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 国際理解事業
 - ② 海外研修事業
 - ③ 留学支援事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とすることができる。
- 3 理事は理事会において選任する。監事は総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事会において選任する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内

- の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第15条 役員任期は2年以内とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受

ける者の数が役員の数全体の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 役員の仕事及び報酬
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の5分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
 - 4 前2項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、それぞれの数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項

- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 会員の除名
- (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったこととみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることがで

きる。

- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告

については、この法人のホームページにおいて行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	成田 洋子 (新藤 洋子)
理事	飯田 恭子
理事	佐藤 知之
監事	石田 二郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和5年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年10月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

① 入会金	(個人・団体)	10,000円
② 年会費	(個人・団体)	12,000円
 - (2) 賛助会員

① 入会金	(個人・団体)	0円
② 年会費	(個人・団体)	1口5,000円 (団体10口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ナリタ ヨウコ (シンドウ ヨウコ) 成田 洋子 (新藤 洋子)		無
理事	イイダ ヤスコ 飯田 恭子		無
理事	サトウ トモユキ 佐藤 知之		無
監事	イシダ ジロウ 石田 二郎		無

設立趣旨書

1 趣 旨

我が国の国際化は急速に進んでおり、教育界においても国際化に向けた取り組みなしには考えられない状況下にあります。あらゆるものの移動や変化が国を超えて行われ、世界全体を通じて一体化となっていく、所謂グローバル化も経済活動中心に当然のごとく行われております。それに伴い、国内外の数多くの生徒、学生、そして社会人に至るまで国際交流の機会を求めているように思われます。しかし、真の国際人を目指すためには、語学研修は言うまでもなく、それぞれの国の土台となる民族性や文化・歴史を学ばなければならず、それ相応の時間を必要とし、経済的負担も大きいため、個人での取り組みは決して容易ではありません。また、国際交流を進める上で日本について改めて考え、知る事が大切になります。

そのような中で、日本医療科学大学では大学内に国際交流研究センターを設置し、国際交流や海外研修、川越観光案内ボランティアを積極的に推進し、意欲旺盛な学生を中心に支援を続けて参りました。

さらに、国際交流の協定校も有している東京都と埼玉県の関連二学校法人による多大な支援と協力を得ながら取り組んできた経緯も見逃すことができません。そこで、より一層の支援拡大を図るため、三学校法人の生徒、学生、教職員に限らず、広く趣旨に賛同してくださる人材を募るためにNPO法人を設立する運びとなりました。

今後は、国内外の志ある生徒、学生、並びに社会人に対し、国際交流及び研修の機会を提供し、豊かな国際感覚と広いグローバルな視野を備えた人材育成に尽力する所存です。

2 申請に至るまでの経過

2011年（平成23年）7月	日本医療科学大学として国際交流事業を開始する
2012年（平成24年）9月	学生国際交流プログラム「サマープログラム（オレゴン研修）」を実施（2019年まで毎年実施）
2014年（平成26年）4月	日本医療科学大学内に国際交流研究センターを設立
2015年（平成27年）10月	中臺科技大学（台湾）とMOU（国際交流協定）締結
2015年（平成27年）12月	ドンナイ技術大学（ベトナム）とMOU（国際交流協定）締結
2016年（平成28年）2月	フィリピンを訪問し、フィリピンアドベンティスト大学及びマニラアドベンティスト大学 MOU（国際交流協定）締結
2016年（平成28年）6月	Akira Education（ベトナム）生徒 来学（2019年まで定期的に来学）
2016年（平成28年）12月	マニラアドベンティスト大学（フィリピン）教職員 来学
2017年（平成29年）6月	中臺科技大学（台湾）大学院生 来学（2019年7月には大学生が来学）
2020年（令和2年）4月	NPO法人設立準備室を設置する。
2020年（令和2年）10月	事業拡大のためNPO法人格取得の相談・設立要件確認
2021年（令和3年）4月	準備会（発起人会）を実施

このような活動には幅広く一般市民の方々のご支援が不可欠です。今後更なるご賛同を頂くには、より公益性の高い特定非営利活動法人格の取得が必要と考え、この度、設立することと致しました。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月21日

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution

設立代表者

氏 名 成田 洋子（新藤 洋子）

令和3年度 事業計画書

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution

1 事業実施の方針

初年度は、国際理解事業、海外研修事業、留学支援事業を展開する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 令和4年10月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
国際理解事業	異文化交流 外国人と日本人の異文化交流を図るワークショップ等の開催や日本の文化・伝統芸能の紹介を通じて、相互理解を促進する機会を提供する。	年1回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、都内や県内の公共施設等	10人～20人	国内外の中学生から大学生並びに社会人等	25人／回
	English camp 地域の小学生を対象として、Nativeの英語講師とゲームやスポーツを通じて楽しく学ぶ機会を提供する。	年2回程度		10人～20人	地域の小学生等	25人／回
	Body Language Coaching Class 主に高校生や大学生を対象として、身振り手振りを交えた英語での会話の重要性や、言語＋コミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	年1回程度		10人～20人	高校生、大学生等	30人／回
						371

	臨床に役立つ英語講座 医療系の大学生や卒業生等の医療従事者を対象として、臨床で役立つ英語でのコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	年1回程度		10人~20人	医療系の大学生、等卒業生の医療従事者等	20人/回	
海外研修事業	日本国内の生徒、学生、社会人等を対象に、海外研修を企画・運営し、オリエンテーションや現地での語学研修、医療機関、大学視察訪問、帰国後のセミナー等を実施する。	各地域に年1回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、北米・オーストラリア・アジアの学術提携校	10人~20人	海外研修に興味関心の高い国内の中学生から並びに社会人等	5~10名程度/回	40
留学支援事業	講演活動 留学経験者や専門家を招聘し、留学生等に対して、留学体験談や海外就職など海外留学に関する様々な講演会やパネルディスカッションを開催する。	年2回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、北米・オーストラリア・アジアの学術提携校	10人~20人	海外留学に興味がある中学生から並びに社会人等	30人/回	36

令和4年度 事業計画書

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution

1 事業実施の方針

次年度は国際理解事業初年度に引き続き、国際理解事業、海外研修事業、留学支援事業を展開する。

2 事業の実施に関する事項（令和4年11月1日～ 令和5年10月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
国際理解事業	異文化交流 外国人と日本人の異文化交流を図るワークショップ等の開催や日本の文化・伝統芸能の紹介を通じて、相互理解を促進する機会を提供する。	年1回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、都内や県内の公共施設等	10人～20人	国内外の中学生から大学生並びに社会人等	25人／回
	English camp 地域の小学生を対象として、Nativeの英語講師とゲームやスポーツを通じて楽しく学ぶ機会を提供する。	年2回程度		10人～20人	地域の小学生等	25人／回
	Body Language Coaching Class 主に高校生や大学生を対象として、身振り手振りを交えた英語での会話の重要性や、言語＋コミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	年1回程度		10人～20人	高校生、大学生等	30人／回
						371

	臨床に役立つ英語講座 医療系の大学生や卒業生等の医療従事者を対象として、臨床で役立つ英語でのコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	年1回程度		10人~20人	医療系の大学生、等卒業生の医療従事者等	20人/回	
海外研修事業	日本国内の生徒、学生、社会人等を対象に、海外研修を企画・運営し、オリエンテーションや現地での語学研修、医療機関、大学視察訪問、帰国後のセミナー等を実施する。	各地域に年1回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、北米・オーストラリア・アジアの学術提携校	10人~20人	海外研修に興味関心の高い国内の大学生並びに社会人等	5~10名程度/回	40
留学支援事業	講演活動 留学経験者や専門家を招聘し、留学に興味がある学生等に対して、留学体験談や海外就職など海外留学に関する様々な講演会やパネルディスカッションを開催する。	年2回程度	日本医療科学大学、城西川越高校、城西高校または、北米・オーストラリア・アジアの学術提携校	10人~20人	海外留学に興味がある中大学生並びに社会人等	30人/回	36

令和3年度活動予算書

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	220,000		
賛助会員受取会費	0	220,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000	4,000,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
国際理解事業	480,000		
海外研修事業	0		
留学支援事業	0	480,000	
5 その他収益			
受取利息	0	0	
経常収益計			4,700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	36,000		
支払手数料	210,000		
賃借料	0		
印刷製本費	0		
通信運搬費	53,000		
業務委託費	0		
広告宣伝費	25,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
備品消耗品費	0		
教材費	103,000		
その他経費計	447,000		
事業費計		447,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
支払手数料	211,620		
賃借料	0		
印刷製本費	0		
通信運搬費	0		
業務委託費	0		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
備品消耗品費	50,000		
その他経費計	411,620		
管理費計		411,620	
経常費用計			858,620
当期経常増減額			3,841,380
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			3,841,380
法人税、住民税及び事業税			70,000
設立時繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,771,380

令和4年度活動予算書

特定非営利活動法人 J.J.N Social Contribution
(単位:円)

科	目	金	額
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	120,000	
	賛助会員受取会費	0	120,000
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	0
3	受取助成金等		
	受取補助金	0	0
4	事業収益		
	国際理解事業	480,000	
	海外研修事業	0	
	留学支援事業	0	480,000
5	その他収益		
	受取利息	0	0
	経常収益計		1,080,000
II	経常費用		
1	事業費		
	(1)人件費		
	給料手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
	(2)その他経費		
	会議費	20,000	
	旅費交通費	36,000	
	支払手数料	210,000	
	賃借料	0	
	印刷製本費	0	
	通信運搬費	53,000	
	業務委託費	0	
	広告宣伝費	25,000	
	地代家賃	0	
	水道光熱費	0	
	備品消耗品費	0	
	教材費	103,000	
	その他経費計	447,000	
	事業費計		447,000
2	管理費		
	(1)人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
	(2)その他経費		
	会議費	100,000	
	旅費交通費	50,000	
	支払手数料	0	
	賃借料	0	
	印刷製本費	0	
	通信運搬費	147,000	
	業務委託費	0	
	広告宣伝費	0	
	地代家賃	0	
	水道光熱費	0	
	備品消耗品費	50,000	
	その他経費計	347,000	
	管理費計		347,000
	経常費用計		794,000
	当期経常増減額		286,000
III	経常外収益		
	経常外収益計	0	0
IV	経常外費用		
	経常外費用計	0	0
	税引前当期正味財産増減額		286,000
	法人税、住民税及び事業税		70,000
	前期繰越正味財産額		3,771,380
	次期繰越正味財産額		3,987,380